

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター
TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
○申請方法に関するもの				
1	申請対象について	誰が申請できますか？	佐賀県内に所在する介護事業所等（交付要綱別表第1参照）であって、交付申請時点で事業を継続しており、今後休止や廃止の予定のない事業所を運営する法人等が申請することができます。	R8.4.28
2	申請単位について	申請は事業所ごとですか？法人ごとですか？	申請は法人等を単位として行い、原則として県内で運営する介護事業所等に係る申請を一括して行います。	R8.4.28
3	申請回数について	一つの事業所で複数回申請できますか？	できません。1つの介護事業所等につき1回に限り申請できます。	R8.4.28
4	根拠資料の添付について	申請書には見積書等の根拠資料を添付する必要がありますか？	交付申請において、見積書等の根拠資料を添付する必要はありません。 ※実際経費が入札減等により見込を下回り、交付決定額（=概算払額）を下回った場合、差額の返還が必要となりますので、経費発生額の見込については可能な範囲で正確を期すようお願いします。	R8.4.28
5	申請期間について	申請期間はいつからいつまでですか？	令和8年4月28日（火曜日）から令和8年5月31日（日曜日）までです。	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
6	申請受理について	申請期間内に申請すれば、必ず受理されますか？	<p>申請期間内であっても、申請額の合計が本事業の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。受付終了後に提出された申請は受理されません。（予算額到達のタイミングによっては、LoGoフォームの受付停止処理が間に合わず、申請登録をした場合であっても申請を受理しない場合があります。その際は、その旨を御連絡いたします。）</p> <p>なお、申請額の合計が予算額に達した日の受付順の取扱は、①LoGoフォームによる申請、②メールによる申請、③それ以外の方法による申請の順で順番付けを行い、それぞれの方法の中においては申請到達時刻の順とします。同時刻に到達したものが受付終了の前後に生じた場合、厳正なくじにより前後を決定します。</p>	R8.4.28
○補助金の交付方法について				
7	補助金の支払時期について	補助金はいつ、どのように支払われますか？	<p>補助金は概算払により交付します。補助金交付申請は概算払請求を兼ねて行うこととし、交付決定を条件として、交付決定額を概算払請求額として取り扱い、交付決定後に速やかに交付します。</p>	R8.4.28
8	概算払の清算について	実績が申請（概算払額）より少なかった場合はどうなりますか？	<p>事業完了後に提出する実績報告書に基づき補助金額を確定し、確定額が概算払額を下回る場合は、その差額を県が指定する期日までに返還する必要があります。</p>	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
○実績報告について				
9	実績報告の期限について	実績報告の期限はいつまでですか？	令和8年9月30日（水曜日）までになります。事業完了後は早めの実績報告をお願いします。 【注意】補助対象経費は、令和8年8月31日までに納品及び支払が完了した経費が対象となります。実績報告期限と異なりますので御注意ください。	R8.4.28
10	証拠書類について	実績報告の際に添付する証拠書類は何か必要ですか？	実績報告の際には、以下の①、②のいずれか（各経費毎に提出し易い方を選択可能）の添付が必要です。 経費の内容及び事業期間内の支払いの事実を確認することができる、 ①領収証、振込明細、インターネットバンキングの送金記録等 ※摘要等で支払内容が確認できない場合は併せて請求書等の提出が必要 又は ②支払伝票又はそれに該当する帳票 （会計システムからPDF等で出力した伝票データ等を想定。現金預金元帳の該当部分などでも可。） ※集合仕訳等で、提出帳票のみでは内訳が不明な場合には、 内訳表（様式任意）の添付や帳票への付記による明示が必要	R8.4.28
○補助対象サービスの種別に関するもの				
11	介護予防サービスについて	介護予防サービスは補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれません。	R8.4.28
12	介護予防・日常生活支援総合事業について	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれません。	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
13	みなし指定事業所について	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれます。	R8.4.28
14	介護サービスの提供実績がない、みなし指定事業所について	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合であっても、補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれません。 なお、「介護サービスの提供実績」の判断については、国の示す指針（令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合、提供実績がない事業所として判断して差し支えない）を原則として、個別に判断します。まずは受付センターまで御相談ください。	R8.4.28
15	基準該当サービス事業所、離島等相当サービス事業所について	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれます。	R8.4.28
16	共生型障害福祉サービスを行う介護事業所について	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれますか？	算定に含まれません。	R8.4.28
17	共生型介護保険サービスを行う障害福祉サービス事業所について	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれますか？また、その場合の補助上限額はどれになりますか？	補助対象に含まれます。 補助上限額は1事業所あたり20万円になります。	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
18	公立の介護施設について	公立の介護施設は、補助対象に含まれますか？	補助対象に含まれます。	R8.4.28
19	施設の空床を利用した短期入所生活介護について	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について短期入所生活介護の定員数の算定に含めるのですか？	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。	R8.4.28
20	同一事業者が同じ事業所所在地で複数の介護事業を実施している場合について	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になりますか？	それぞれ指定サービス毎に補助対象となります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、訪問看護、訪問介護等で区分せず、一つの事業所としての取扱となりますので御注意ください。	R8.4.28
○補助に関する基準について				
21	基準日、基準期間以降に開設した事業所について	施設の定員基準日（令和7年4月1日）や、延べ訪問回数、延べ利用者数の算定基準期間（令和7年4月～9月）以降に開設した事業所は補助対象になりますか？ また、その場合の基準日等はどうなりますか？	申請日時点で介護サービスの提供を継続している場合、基準日等の経過後に開設された事業所も対象となります。 その場合の基準日等については、個別に確認を行いますので、受付センターまでお問い合わせください。	R8.4.28

No.	標題	内容	回答	最終更新日
22	訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数について	訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定結果が閾値の近くで、自信がありません。県に確認してもらえますか？	受付センターにお問い合わせいただくことで、国から提供された介護保険の申請データに基づく数値をお伝えすることができます。	R8.4.28
○補助対象経費について				
23	補助事業の実施期間について	補助対象となる期間はいつからいつまでですか？	令和7年12月16日以降に発生（発注・契約等）した経費で、かつ令和8年8月31日までに納品及び支払が完了した経費が対象となります。	R8.4.28
24	補助対象経費の基本的な考え方について	今回、介護サービスの継続に必要な経費を補助対象経費とするとされていますが、逆に対象外となるのはどのようなものがありますか？	<p>同じ経費でも事業関連性に係る判断で分かれる場合が想定され、限定列挙はできませんが、以下に示すものは明らかに対象外となります。</p> <p>補助対象となるか不明な場合は、受付センターまでお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の介護サービスの提供継続等と直接関係しない備品・物品等 ・介護報酬や他の補助制度で対象となる経費（人件費等） ・単価50万円以上（設置費等含む＝取得原価）の備品・物品等 ・消費税及び地方消費税相当額 	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
25	事業類型と経費の内容の関係について	別表第2で、訪問系の経費の内容に、「職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費」が含まれていませんが、対象経費にできないのですか？	御指摘のとおり、別表第2の訪問系の対象経費の例示（国実施要綱に準拠）には職員の勤務環境改善を目的とする設備整備費がありません。訪問系の事業所はサービス提供の主な場所が利用者宅であることから、当該取扱がなされています。 一方で、これは例示であり、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に即した支出であれば、幅広く対象とすることが認められています。そのため、対象経費に該当するか否か不明な場合は、まずは御相談ください。個別の事情について、サービス継続に必要な特段の理由の有無等から、補助対象経費として認められるか否かを判断します。	R8.4.28
26	パソコンやタブレット等のIT機器について	パソコンやタブレットといったIT機器の購入費は補助対象になりますか？	本補助金は、サービス継続のために必要となる経費を対象とするものであり、感染症対策や業務継続の観点から「必要性が認められる場合」には補助対象となり得ます。ただし、通常の設定更新や介護サービス事業との関連性が明確でないものは補助対象となりません。 対象経費に該当するか否か不明な場合は、まずは御相談ください。 (R8.5.8追記) <u>パソコン、タブレットを補助対象経費として申請する場合は、申請エクセルの個票（様式1-4）の説明欄に、用途を明記してください。</u> 「介護サービスを円滑に継続するための対応」の記載例 ・介護ツール（ツール名）を利用した利用者情報管理用PC/タブレット 等 「災害備蓄等への対応」の記載例 ・感染症発生時テレワーク用モバイルPC/タブレット 等	R8.5.8

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
26 - 2	事務消耗品や通信費等について	通信費等の一般管理費や、事務消耗品等の事務費は、補助対象になりますか？	本補助金は、介護サービスの継続のために必要となる物品等の購入に係る経費を補助対象としていることから、通信費等の一般管理費や、事務消耗品等の事務費は原則として対象になりません。（交付要綱別表第2に例示している光熱水費、燃料費を除く。） ただし、介護サービスの継続に必要な特段の事情がある場合には、個別に判断しますので、まずは御相談ください。	R8.5.1
26 - 3	施設の修繕費について	施設の修繕費は、補助対象になりますか？	本補助金の対象経費は、単価50万円未満の物品・設備等の調達に係る経費等であるため、施設の修繕費は、原則として対象となりません。	R8.5.1
27	消費税の取扱について	消費税は補助対象経費に含まれますか？	いいえ。消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれません。	R8.4.28
28	複数の事業に係る経費について	一つの施設の中で複数の事業を実施している場合で、例えば電気代のような施設一括で支払う経費についてはどうすればよいですか？	複数の事業に係る経費が一括で支払われている場合は、事業別の敷地面積や定員等、経費の性質に応じた適切な基準を用いて按分を行い、各事業に係る経費の金額を算定して申請してください。	R8.4.28

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

【問い合わせ先】佐賀県介護事業所等物品支援受付センター

TEL:0952-20-2300（平日9：00～18：00）

No.	標題	内容	回答	最終更新日
29	令和7年12月分の月次経費について	月単位で請求のある経費を補助対象経費とする場合、令和7年12月分はどうすればよいですか？	令和7年12月16日以降の経費が補助対象となるため、12月全体を対象とした経費については、日割り計算を行い補助対象経費を算定して申請してください。	R8.4.28
30	賃借料・リース料について	賃借料やリース料は、補助対象経費になりますか？	賃借料やリース料については、原則として補助対象経費になりません。	R8.5.8
31	物品購入に係る付随費用について	物品購入に係る付随費用（設置費、取付工賃、送料等）は対象になりますか？	物品購入に係る付随費用については、当該物品を取得し、使用可能な状態とするために初期的に必要となる費用（設置費、取付工賃、送料等）に限り補助対象経費となります。（購入後の維持管理や、継続的に発生する費用は対象となりません。） なお、付随費用が補助対象となる物品とそれ以外の物品について合わせて発生する場合（複数梱包の送料等）には、数量等適切な基準で按分する必要があります。	R8.5.11